

## 三豊市条例第 18 号

### 三豊市公私連携保育法人審査委員会設置条例

#### (設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 56 条の 8 第 1 項に規定する公私連携保育法人の候補者の選定その他必要な事項に関する事項について調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、三豊市公私連携保育法人審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 公私連携保育法人の候補者の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に定める者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に答申した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（除斥）

第7条 委員は、直接間接を問わず、候補者の選定に係る応募に参加してはならない。

2 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が候補者となるべき法人その他の団体の代表者又は役員であるときは、その議事に加わることができない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後          |          | 改正前          |          |
|--------------|----------|--------------|----------|
| 別表（第2条関係）    |          | 別表（第2条関係）    |          |
| （単位：円）       |          | （単位：円）       |          |
| 区分           | 報酬額      | 区分           | 報酬額      |
| 略            |          | 略            |          |
| 就学前教育・保育検討委員 | 日額 8,000 | 就学前教育・保育検討委員 | 日額 8,000 |

|                             |  |      |  |
|-----------------------------|--|------|--|
| 会委員                         |  | 会委員  |  |
| <u>三豊市公私連携保育法人審日額 8,000</u> |  |      |  |
| <u>査委員会委員</u>               |  |      |  |
| 略                           |  | 略    |  |
| 備考 略                        |  | 備考 略 |  |

（最初の委員会の招集）

3 この条例による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。